附 属 機 関 等 の 概 要

別記様式２　　（令和５年１２月６日現在）

担当部課名	旭川建設管理部事業室地域調整課	内線	4167

附属機関等の名称	旭川建設管理部総合評価検討会
「附属機関」、「懇談会」の別	常設の懇談会
設置年月日	平成29年　4月　1日
設置根拠	旭川建設管理部総合評価検討会設置要領
設置目的	＜目的＞ 旭川建設管理部が試行する簡易型総合評価落札方式及び標準型総合評価落札方式における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づく総合評価落札方式に係る学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）への意見聴取を行うことを目的とする。 ＜所掌事項、議題等＞ 検討会は、委員(「学識経験者」)から次の事項について意見を聴くものとする。 ⑴簡易型総合評価落札方式の実施工事の選定の適否 ⑵簡易型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否 ⑶標準型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否 ⑷標準型総合評価落札方式の技術提案の適否
委員構成	１ 委員(構成員)数　２ 名　【定 数：２ 名】 （うち女性委員）　０ 名 （うち公募委員）　０ 名　【公募枠：０ 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況
会議の公開状況	非公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） 公開により、公正かつ円滑な入札執行を困難にする恐れがあるため。

名称	委員数（うち女性委員）
なし	